



【第二次】事業所省エネ設備導入支援事業

1. 目的

物価高騰の影響を受けている市内で商工業を営む中小企業者を支援するため、電力コストの低減が期待できる省エネ設備への交換または新設を行う事業者に対して、事業者の負担軽減を図ることを目的に支援金を給付します。

2. 補助対象者

安芸高田市に拠点を構える商工業を営む中小事業者等(指定管理事業者を含まず)
※2025年度に行った安芸高田市事業所省エネ設備導入支援事業で給付を受けた事業者は支援対象ではありません。

3. 申請受付期間

2026年5月11日(月)～7月31日(金)

※予算上限に達し次第、受付終了

4. 受付場所

5月11日(月):クリスタルアージュ1階

5月12日(火)以降:安芸高田市商工会

5. 支援対象期間

2026年4月1日(水)から11月30日(月)まで

6. 補助対象となる省エネ設備及び補助金額

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
LED 照明設備	蛍光灯、白熱灯等のLED照明器具以外から交換または新設するLED照明設備であって、設備本体及び附属設備並びに設置工事費に要する経費	補助対象経費の3/4以内とし、50万円を上限(補助対象経費が3万円未満の場合、交付対象外)
高効率空調設備	製造から10年以上を経過した既存設備に替えて導入する省エネ設備であって、設備本体及び附属設備並びに設置工事費に要する経費	
冷凍・冷蔵庫		
給湯設備		